

令和7年度東郷湖羽合臨海公園日本海エリア植栽管理業務仕様書

- 1 委託業務の名称 令和7年度東郷湖羽合臨海公園日本海エリア植栽管理業務
- 2 委託業務の期間 契約の日から令和7年10月31日まで
- 3 委託業務の場所 東伯郡湯梨浜町橋津外
- 4 その他
 - (1) 再委託の禁止
 - ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
 - (2) 秘密の保持
 - ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
 - イ 受注者は、本業務に従事する者並びに(1)のアの規定により発注者の承認を受けて、本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人(以下「従事者等」という。)に対して、アの規定を遵守させなければならない。
 - ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
 - エ アからウまでの規定は、本業務に係る委託業務の期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
 - (3) 個人情報の保護
 - ア 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
 - イ 受注者は、従業員等に対して特記事項を遵守させなければならない。
 - (4) 関係法令の遵守
受注者は本業務を履行するにあたり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令を遵守しなければならない。
 - (5) 調査等
発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において受注者は、これに従わなければならない。
 - (6) 委託料の支払
 - ア 受注者は、本業務が合格と認められた通知を受けた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出すること。
 - イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払う。
 - (7) 仕様書遵守に要する経費
本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
 - (8) その他
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定める。